

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和7年2月3日

証 抱 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



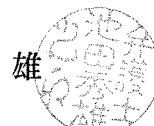
同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第207号証

証拠の標目	第9回志賀地域原子力防災協議会作業部会議事概要 (内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/pdf/05_shika_giji09.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月12日
作 成 者	内閣府
立 証 趣 旨 【分類②】	本書証は、令和6年4月12日に開催された、第9回志賀地域原子力防災協議会作業部会の議事概要である。 本書証によって、志賀地域原子力防災協議会作業部会には、内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁、海上保安庁、自衛隊、石川県、富山県、両県警察本部及び各消防本部等が参加するとともに、必要に応じて5市4町と被告がオブザーバー出席していること(準備書面(36)第2の2(6, 7頁))を明らかにする。

乙A第208号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査（令和6年4月版） (内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/pdf/05_shika_shiryou09_1.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月12日
作成者	内閣府
立証趣旨	本書証は、内閣府が、令和6年能登半島地震に際しての志賀地域における被災状況を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類②】	・令和6年4月12日に開催された第9回志賀地域原子力防災協議会作業部会において本報告書が了承されたこと（準備書面(36)第2の2（7頁）） ・令和6年能登半島地震において、石川県内の放射線防護施設20施設のうち、「放射線防護施設としての活用が不可の施設は3施設、また、活用ができない可能性がある施設が3施設」あったものの、残りの施設は概ね機能を維持していることが確認されていること等を踏まえ、志賀地域原子力防災協議会作業部会において、「現時点でのP A Z内における避難により健康リスクが高まる者の把握」及び「上記を踏

まえた放射線防護施設の整備方針」について検討するとされていること（準備書面(36)第3の3(2)（15，16頁）：本書証10頁）

・令和6年能登半島地震において、「P A Z内の住民が南部に向かうための基本的な避難ルートは、迂回路の併用などにより物理的には通行可能であったと考えられる。また、U P Zについても（2）イ（ア）～（工）（被告注：それぞれ、能登島、穴水町中居以東、国道249号及び輪島富来線を指す。）の区間を除き、同様に発災時に通行可能であったと考えられる」とされており、今後、志賀地域原子力防災協議会作業部会において、「各地区の今回の地震における被災状況（基本的な避難ルート、生活道路等）を踏まえた避難ルート（海路、空路を含む）、避難手段及び交通誘導体制」について検討するとされていること（準備書面(36)第3の5(2)（18頁）：本書証6,7頁）

乙A第209号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出 (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/24070101.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年7月1日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類②】	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、被告は、志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成しており、令和6年7月1日、石川県、志賀町及び富山県と協議の上、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に同計画の修正を届け出ていること（準備書面(36)第2の3（7頁））を明らかにする。

乙A第210号証

証拠の標目	「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shika_bousai/attach/2021223saigai-torikumi.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年12月23日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類②】	本書証は、被告がウェブサイトにおいて公表している資料である。 本書証によって、被告は、原子力関係閣僚会議で決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」において事業者の責務と具体的対応が示されたこと等を踏まえ、原子力災害対策の一層の充実を図っていること(準備書面(36)第2の3(7頁))を明らかにする。

乙A第211号証

証拠の標目	2022年度「原子力防災訓練」の実施結果報告 (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/23051001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年5月10日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類②】	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、被告は、本件原子力発電所において防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること(準備書面(36)第2の3(7, 8頁))を明らかにする。

乙A第212号証

証拠の標目	令和6年度石川県原子力防災訓練の概要について (石川県ウェブサイト https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/genshiryokukunren/documents/kunrengaiyou.docx よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月
作成者	石川県
立証趣旨	本書証は、令和6年11月24日に開催された令和6年度石川県原子力防災訓練の実施要領である（なお、富来漁港から金沢港への海路避難訓練は、天候不良のため中止されている。）。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類②】	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、石川県が実施する原子力防災訓練に参加し、緊急時通信連絡や避難車両の放射線量測定の実施等、石川県との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(36)第2の3（8頁）） ・自宅全壊の場合を含めた一時集合場所への屋内退避訓練、放射線防護施設が損壊した場合に備えた原子力防災避難用エアテントの設営及び道路の寸断による集落孤立を想定した自衛隊ヘリコプターによる空路避難が行われるなど、令和6年能登半島地震の知

	<p>見を踏まえた訓練が実施されていること（準備書面 (36) 第 3 の 2(2)ア (14 頁))</p> <ul style="list-style-type: none">・無人航空機による放射線モニタリングが実施されて いること（準備書面 (36) 第 3 の 4(2)ア (17 頁))
--	---

乙A第213号証

証拠の標目	「北國新聞」令和6年11月25日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月25日
作 成 者	株式会社北國新聞社
立 証 趣 旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年11月24日に開催された令和6年度石川県原子力防災訓練に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、被告は、石川県が実施する原子力防災訓練に参加し、緊急時通信連絡や避難車両の放射線量測定を実施する等、石川県との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(36)第2の3（8頁））を明らかにする。</p>

乙A第214号証

証拠の標目	令和6年度富山県原子力防災訓練実施要領 (富山県ウェブサイト https://www.pref.toyama.jp/documents/44446/jisshiyouryou.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月
作 成 者	富山県
立 証 趣 旨	本書証は、令和6年11月24日に開催された令和6年度富山県原子力防災訓練の実施要領である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類②】	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、富山県が実施する原子力防災訓練に参加し、緊急時通信連絡や避難車両の放射線量測定の実施等、富山県との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(36)第2の3（8頁）） ・自宅全壊の場合を含めた一時集合場所への屋内退避訓練、放射線防護施設が損壊した場合に備えた原子力防災避難用エアテントの設営及び道路の寸断による集落孤立を想定した自衛隊ヘリコプターによる空路避難が行われるなど、令和6年能登半島地震の知見を踏まえた訓練が実施されていること（準備書面(36)第3の2(2)ア（14頁））

乙A第215号証

証拠の標目	「北日本新聞」令和6年11月25日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月25日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立 証 趣 旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年11月24日に開催された令和6年度富山県原子力防災訓練に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、被告は、富山県が実施する原子力防災訓練に参加し、緊急時通信連絡や避難車両の放射線量測定の実施等、富山県との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(36)第2の3（8頁））を明らかにする。</p>

乙A第216号証

証拠の標目	「富山新聞」令和6年11月25日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月25日
作 成 者	株式会社北國新聞社富山本社
立 証 趣 旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年11月24日に開催された令和6年度富山県原子力防災訓練に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、被告は、富山県が実施する原子力防災訓練に参加し、緊急時通信連絡や避難車両の放射線量測定の実施等、富山県との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいること（準備書面(36)第2の3（8頁））を明らかにする。</p>

乙A第217号証

証拠の標目	「北國新聞」令和6年12月22日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年12月22日
作 成 者	株式会社北國新聞社
立 証 趣 旨 【分類②】	<p>本書証は、原子力災害対策に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、国は、原子力防災避難用エアテントを、全国の原子力発電所周辺の地方公共団体に配備するとしていること（準備書面(36)第3の3(2)（16頁））を明らかにする。</p>

乙A第218号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nra.go.jp/data/000465434.pdf よりダウンロード) [1ないし3頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年1月10日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類②】	本書証は、令和6年1月10日に開催された原子力規制委員会委員長の記者会見録である（なお、本書証の抜粋元は甲A156号証、乙A205号証と同一である。） 本書証によって、山中委員長は、「15キロ圏内については欠測がなかったということで、万が一志賀の原子力発電所で放射性物質が放出されるような事故が起きた場合には十分モニタリングできるような状態であったというふうな認識ではございます。」と述べていること（準備書面(35)第3の4(2)ア（17頁）：本書証3頁）を明らかにする。